

参 考 資 料（積算時の単位（金額））

積算（金額）に係る端数調整単位については、下記を標準とする。

- 1 積算単価表は、円未満を四捨五入し、円単位とする。
- 2 明細表においては、円未満切り捨てとする。
- 3 直接費は、明細表毎に千円未満切り捨てとする。
- 4 間接費は、千円未満切り捨てとする。
- 5 一般管理費等は、千円未満切り捨てとする。
- 6 工事価格は、一万円未満切り捨てとする。なお、一万円単位の調整は一般管理費等で行うものとし、上記5により算出された一般管理費等の金額より、調整処理前の工事価格の一万円未満の金額を除いた額を計上する。
- 7 消費税等相当額は、円単位とする。
- 8 本工事費は、円単位とする。